

## 債務負担行為として定められた複数年度にわたる業務委託契約における スライド条項（賃金水準の変動に基づく業務委託料の変更）の適用について

これまで、複数年度にわたる業務委託契約では、履行期間中の人件費の変動について、入札参加者はあらかじめ変動を想定して入札を行っているものとし、業務委託料の変更は行っていませんでした。

しかし、近年、賃金水準は毎年大幅に上昇していることから、事業者の健全経営や業務の適切な履行確保の観点等を考慮し、すでに工事請負契約で採用している『スライド条項』を複数年度にわたる業務委託にも準用し、賃金水準に変動がみられた場合、2年目以降の業務委託料を変更できる制度を導入します。

### 1. 対象契約

債務負担行為として定められた複数年度にわたる業務委託契約で、直接人件費の割合が高い契約（入札・随意契約）を対象とします。

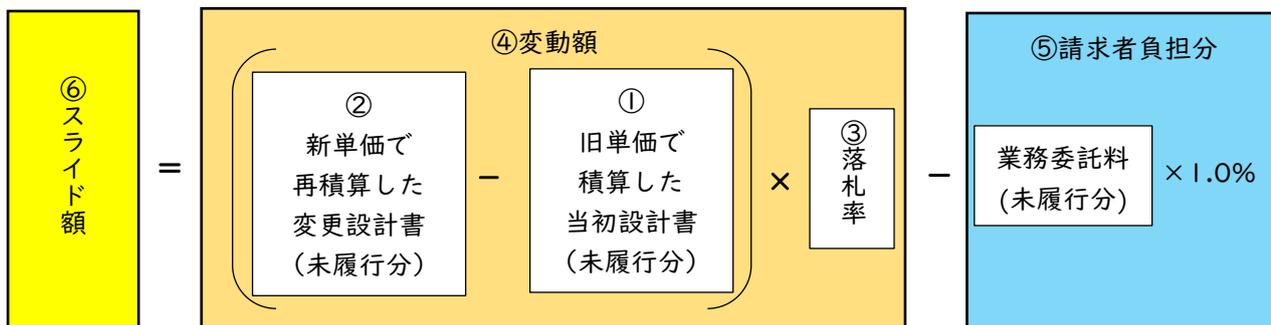
※ 対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明示します。

### 2. スライド額（変更金額）の考え方

積算時の労務単価を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

履行開始日から12か月経過後に、「①旧単価で積算した当初設計書（未履行分）」の金額と「②新単価で再積算した変更設計書（未履行分）」の金額との差額に「③落札率」を乗じて、「④変動額」を算出します。

この「④変動額」から「⑤請求者負担分」を差し引いた金額を「⑥スライド額（変更金額）」とします。



### 3. 適用年月日

令和8年4月1日以降に入札公告等を行い、令和8年度より履行期間が始まる契約から導入します。

なお、変更契約は、履行開始日より12か月経過後からとなるため、実際に業務委託料を変更するのは令和9年度以降です。

※ 令和8年3月31日までに公告済、又は契約済の案件は、本制度の対象となりません。